

消費者庁及び消費者委員会が消費者団体等から聴取した御意見等  
に対する御回答案について

令和 5 年 5 月 8 日  
電力・ガス取引監視等委員会事務局  
取引監視課

**本件の概要**

昨年 1 1 月及び本年 1 月に、大手電力会社 7 社（北海道・東北・東京・北陸・中国・四国・沖縄）が経済産業大臣に対して行った特定小売供給約款の変更認可申請（以下「本申請」という。）について、料金制度専門会合（以下「当会合」という。）で、中立的・客観的かつ専門的な観点から検討し、本年 4 月 2 7 日に、電力・ガス取引監視等委員会において本申請に係る査定方針案が取りまとめられた。また、同日、資源エネルギー庁から消費者庁に対して、本申請に係る協議が開始された。

当会合では、査定方針案の検討にあたり、「公聴会」や「国民の声」を通じて寄せられた御意見や、関係省庁等からの御意見等を踏まえて審議を行った。この過程において、下記のとおり、消費者庁及び消費者委員会が、本申請に関して消費者団体等からの御意見等を聴取しており、当会合では、これらの御意見等も踏まえて、査定方針案の検討を行った。

今回、これらの消費者団体等からの御意見等について、事務局で作成した当会合としての御回答案（資料 3-2 及び資料 3-3）を御審議いただきたい。

**【参考】消費者庁及び消費者委員会における消費者団体等からの意見聴取**

<消費者庁>

- 本年 1 月 3 0 日から 2 月 8 日まで、1 2 の消費者団体から総数 1 8 3 の、消費者の視点からの疑問点・意見を聴取し、消費者庁で整理の上、本年 2 月 1 5 日に行われた当会合（第 3 5 回）で消費者庁から提示。

<消費者委員会>

- 本申請の対象となる地域の消費者団体や若年層の意見を聴取するため、第 7 3 回公共料金等専門調査会（本年 2 月 2 0 日）及び第 7 6 回公共料金等専門調査会（本年 4 月 2 5 日）において、消費者団体等との意見交換を実施。
- 上記の公共料金等専門調査会には、電力・ガス取引監視等委員会事務局も出席。